

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
航空・海上無線通信委員会（第 31 回）議事要旨

1. 日時

令和 8 年 3 月 17 日（火）16：01 ～ 16：45

2. 場所

Web 会議（Teams）

3. 出席者（敬称略、順不同）

(1) 委員・専門委員

小瀬木主査、藤井委員、石井専門委員、井手専門委員、伊藤専門委員、今村専門委員、大槻専門委員、齋藤専門委員、竹之下専門委員、南風立専門委員、福田専門委員、福島専門委員、山本専門委員、吉田専門委員

(2) 出席者

株式会社三菱総合研究所 大木様、日本無線株式会社 今田様

(3) 説明員

福田専門委員

(4) 事務局

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 山野課長、伊藤課長補佐、川原官

4. 配付資料

資料 31-1 情報通信審議会 情報通信技術分科会  
航空・海上無線通信委員会報告（案）【概要】

資料 31-2 情報通信審議会 情報通信技術分科会  
航空・海上無線通信委員会報告（案）

資料 31-3 今後のスケジュール案

参考資料 31-1 航空・海上無線通信委員会運営方針

参考資料 31-2 航空・海上無線通信委員会 構成員一覧

参考資料 31-3 情報通信審議会 情報通信技術分科会  
航空・海上無線通信委員会（第 30 回）議事要旨

参考資料 31-4 次世代 GMDSS 海上無線機器の技術的条件に関する調査報告書

5. 議事概要

(1) 航空・海上無線通信委員会報告（案）について

福田専門委員から資料 31-1 に基づき説明が行われた。その後、以下のとおり議論が行われた。

質疑の概要は次のとおり。

**【実証試験について】**

小瀬木主査：国内の実証試験において、周波数や無線機は ITU の規定に基づいて確認を行ったのか。

福田専門委員：ご認識の通り。

小瀬木主査：電子海図の試験においては、実際に電波を発射し確認を行ったのか。

JRC 今田氏：電子海図の試験については、Group B の 160.9MHz の周波数を使用しており、AIS アンテナでは受信できない。そのため、実験局として AMRD の試験電波を発射及び受信して画面表示の確認を行った。

**【送信電力（EIRP）及び空中線電力の許容偏差について】**

小瀬木主査：概要資料 P.8 において、送信電力（EIRP）は±1.5 dBの範囲となっており、空中線電力の許容偏差との範囲の違いがある。この範囲の違いについて説明願いたい。

事務局：送信電力（EIRP）については国際規定があるため、そちらに合わせて±1.5dBとしている。また、空中線電力の許容偏差については、国際規定等が定められていないため、Group A に関しては AIS の国内規定に合わせて上限 40%以内、下限 50%以内とし、Group B に関しては送信電力（EIRP）に合わせる形で上限 40%以内、下限 30%以内としている。

小瀬木主査：国際規格及び国内規定を踏まえつつ、今後の国内の制度整備に落とし込んでいくという認識でよいか。

事務局：ご認識の通り。

大槻専門委員：送信電力（EIRP）は IEC 規格の内容を反映したものと思われる。空中線電力の許容偏差については、Group A は AIS の条件を踏襲しており、Group B は国際規格に合わせる形になっていると思われる。現状の技術的条件案では送信電力（EIRP）の方が狭い範囲となっており、また EIRP はアンテナゲインも含んだものとなる。法整備に関してどちらに合わせる形になっても構わないが、一般的に広く使用されている機器が使用可能となるような形で検討を進めてもらいたい。

**【実証試験における干渉影響の評価について】**

井手専門委員：概要資料 P.6 において、干渉影響の評価は有線接続という記載があるが、こちらはどのような測定方法だったのか。

JRC 今田氏：干渉影響の評価については、実験室にて測定器等を接続して行った。  
通達距離の測定については実際のフィールドで測定を行った。

**【GNSS 受信機について】**

福島専門委員：概要資料 P.9 の GNSS 受信機について、通常の GPS 測位を行うような受信機を使用するという認識でよいか。

JRC 今田氏：通常の AIS に内蔵しているものと同じものを想定している。アンテナについてはメーカー各社により仕様が異なる。

(2) 今後のスケジュール案について

事務局から資料 31-3 に基づき今後のスケジュール案について説明が行われ、特段質疑はなかった。

(3) 全体的な質疑応答

以下のとおり質疑が行われた。

**【今後の予定について】**

大槻専門委員：今後パブコメを行うと思うが、電波法関連規則の改正内容についても次回のパブコメの内容に含まれるか。

事務局：このパブコメは技術的条件の一部答申に向けた報告案に関するもの。告示等を含む省令以下の改正案については、技術的条件の一部答申を受けた後に省内において整理を行い、改めてパブコメを実施する予定。その後、関係省令等の改正について電波監理審議会への諮問・答申といったプロセスを経た後に、制度改正を行う予定となる。制度整備については可能な限り速やかに進めていきたい。

以上